

農業農村整備事業地質・土質調査業務共通仕様書

令和 7 年 7 月

長崎県農林部農村整備課

第1章 総 則	P.3
第1節 総則（第1－1条～42条）	P.3
第2章 地形、地質踏査	P.17
第1節 概要（第2－1条）	P.17
第2節 一般地形、地質踏査（第2－2条～3条）	P.17
第3節 地すべり地形、地質踏査（第2－4条～5条）	P.17
第3章 ボーリング調査（第3－1条～9条）	P.19
第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験	P.22
第1節 概要（第4－1条）	P.22
第2節 ルジオンテスト（第4－2条～6条）	P.22
第3節 現場透水試験（土層を対象とする場合）（第4－7条～10条）	P.23
第4節 電気検層（第4－11条～13条）	P.24
第5節 地下水検層（第4－14条～16条）	P.24
第6節 孔内載荷試験（第4－17条～19条）	P.25
第7節 地中歪計の設置観測（第4－20条～22条）	P.25
第8節 孔内傾斜計（第4－23条～25条）	P.26
第5章 サウンディング	P.27
第1節 概要（第5－1条）	P.27
第2節 標準貫入試験（第5－2条～4条）	P.27
第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験（第5－5条～7条）	P.27
第4節 ポータブルコーン貫入試験（第5－8条～10条）	P.27
第5節 スウェーデン式サウンディング試験（第5－11条～13条）	P.28
第6節 簡易動的コーン貫入試験（第5－14条～16条）	P.28
第6章 サンプリング	P.29
第1節 概要（第6－1条）	P.29
第2節 標本用試料（第6－2条）	P.29
第3節 土質試験用試料（乱した試料）（第6－3条）	P.29
第4節 土質試験用試料（乱さない試料）（第6－4条～5条）	P.29
第7章 解析等調査業務（第7－1条～3条）	P.30
第8章 物理探査	P.31
第1節 概要（第8－1条）	P.31
第2節 弾性波試験（第8－2条～3条）	P.31
第3節 電気探査（第8－4条～5条）	P.31
第9章 試掘坑（第9－1条～3条）	P.33
第10章 試掘井、揚水試験	P.34
第1節 試掘井（第10－1条～2条）	P.34
第2節 揚水試験（第10－3条～4条）	P.34
第3節 成果物（第10－5条）	P.35
第11章 土質試験（第11－1条～2条）	P.36
第12章 岩石試験（第12－1条～2条）	P.37

農業農村整備事業地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総 則

第1節 総 則

第1－1条 適 用

農業農村整備事業地質・土質調査業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、長崎県農林部農村整備課が所管する建設工事に係る地質・土質調査業務及びこれに類する業務（以下、「調査業務等」という。）を実施する場合、土木設計（測量、調査）業務等委託契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

4 本業務において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

第1－2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「発注者」とは、支出命令者若しくは契約担任者をいう。

(2) 「受注者」とは、調査業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

(3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

(4) 「検査職員」とは、調査業務等の完了の検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

(5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

(6) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

(7) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(8) 「契約書」とは、別冊の「土木設計（測量、調査）業務等委託契約書」をいう。

(9) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び設計図書に対する質問回答書及び監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面をいう。

(10) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む）を総称していう。

(11) 「共通仕様書」とは、調査業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

(12) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

(13) 「数量総括表」とは、調査業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

(14) 「現場説明書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。

(15) 「質問回答書」とは、設計図書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

(16) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

- (17) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、調査業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (19) 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、調査業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (22) 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た調査業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25) 「協議」とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、調査業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 「提示」とは、受注者が監督職員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (28) 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- (29) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- (30) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (31) 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- (32) 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
- (33) 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- (34) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (35) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査業務等の完了を確認することをいう。
- (36) 「打合せ」とは、調査業務等を適正、かつ、円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (37) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (38) 「協力者」とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (39) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (40) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
- (41) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

- (42)「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1－3条 受発注者の責務

1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第1－4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1－5条 調査地点の確認

受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議のうえ現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第1－6条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1－7条 監督職員

発注者は、調査業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合において、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行ったときには、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員はその口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第1－8条 管理技術者

受注者は、調査業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、下記の（1）から（3）までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。

(1) 既存資料の収集・現地調査

- ・関係文献の収集と検討
- ・調査地周辺の現地調査

(2) 資料整理とりまとめ

- ・各種計測結果の評価及び考察
- ・異常データのチェック
- ・試料の観察
- ・ボーリング柱状図の作成

(3) 断面図等の作成

- ・地層及び土性の工学的判定
- ・土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色する。

- 4 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1－9 条 照査の実施

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

第 1－10 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
- なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 1－11 条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。
- また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。
- なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

第 1－12 条 打合せ等

調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打

合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面を作成するものとする。

- 2 調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス※」に努める。

※ワンデーレスポンスとは、質問等に対して、1日（24時間）以内に回答することをいう。

なお、1日での回答が困難な場合は、受注者に回答が必要な期限を確認したうえで、その回答期限を1日（24時間）以内に回答するものとし、その回答期限を超過する場合には、速やかに新たな回答期限を連絡することをいう。

第1-13条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の品質を確保するための計画- |
| (7) 成果物の内容、部数 | (8) 使用する主な図書及び基準 |
| (9) 連絡体制（緊急時含む） | (10) 主要機器・主要船舶・機械等 |
| (11) 施設（検潮所、試験室等） | (12) 安全管理 |
| (13) 環境保全対策 | (14) 保険加入状況(保険加入状況一覧) |
| (15) その他 | |

(2)実施方針又は(15)その他には、第1-32条安全等の確保及び第1-37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

土地の立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1-14条 資料の貸与及び返却

監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第1-15条 関係官公庁への手続き等

受注者は、調査業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、調査業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第1-16条 地元関係者との交渉等

契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、地元関係者から調査業務等の実施に関して苦情があった場合、直ちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。
- 3 受注者は、調査業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 5 受注者は、調査業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 6 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第1-17条 土地又は水面への立入り等

受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため国有地、公有地、私有地等に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち調査業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地等への立入りについて、当該土地等占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第1-18条 成果物の提出

受注者は、調査業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則としてJIS規格、地盤工学会編「地盤調査の方法と解説」（以下「地盤調査法」という。）及び「土質試験の方法と解説」（以下「土質試験法」という。）に従って行うものとする。
- 4 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

第1-19条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、調査業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1-20条 検査

受注者は、契約書第32条1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していないなければならない。

2 発注者は、調査業務等の検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 調査業務等成果物の検査

(2) 調査業務等管理状況の検査

調査業務等の状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第1-21条 修補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

ただし、その指示が受注者の責に帰するべきものではない場合は意義申し立てができるものとする。

3 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

4 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

5 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1-22条 条件変更等

契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は打合せ簿によるものとする。

第1-23条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、調査業務等委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督職員と受注者が協議し、調査業務等施行上必要があると認められる場合

(4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 第1-22条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

(2) 調査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第1-24条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第 24 条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1-25条 一時中止

契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による調査業務等の中断については、第1-33臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地等への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の調査業務等の進捗が遅れたため、調査業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により調査業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要であると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、調査業務等の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う調査業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第1-26条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1-27条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第45条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1-28条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途調査業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1-29条 再委託

契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受注者は、コピー、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他設計図書に定める事項の運用に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、調査業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1-30条 成果物の使用等

受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と協同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1-31条 守秘義務

受注者は契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1-12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告する。

第1-32条 安全等の確保

受注者は、承諾なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす作業方法を採用してはならない。

- 2 受注者は、屋外で行う調査業務等に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、交通車輛、船舶等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、調査業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 6 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたり、災害予防のため、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
- (2) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場所には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷、波浪等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。また、異常箇所点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための緊急措置を行った後、注意して行うものとする。
- 9 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
- 10 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張りを強化するなど事故防止に努めるものとする。
- (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
- (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
- なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
- 11 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除くものとする。
- なお、直ちにに取り除けない場合は、直ちに標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
- 12 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
- 13 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。
- 14 受注者は、屋外で行う調査業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員及び関係官公庁から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 15 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。
- 16 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（１級または２級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。
- なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（１級または２級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
１・２級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第1-33条 臨機の措置

受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1-34条 履行報告

受注者は、監督員が求める場合、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第1-35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期間及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第1-36条 業務管理

受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い調査業務等を実施するものとする。

- 2 受注者は、当該調査業務等の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査業務等、若しくは工事と常に相互協調して調査業務等を行うものとする。
- 3 受注者は、調査業務等の実施状況を適切に記録するものとする。
- 4 受注者は、調査業務等に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、調査業務等が完了した場合、調査業務等のために設置した施設、機器等を速やかに撤去するものとする。

第1-37条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-13条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合には、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1-13条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1-38条 暴力団等による不正要求の排除対策

受注者は、当該業務に当たって長崎県建設工事暴力団対策要綱(平成24年4月25日一部改正)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

(1) 不当要求を受けた場合(再委託業者が受けた場合も含む)は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。

(2) 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合(再委託業者が受けた場合も含む)は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。

(3) 上記(1)、(2)の排除対策を講じたにもかかわらず、上記(2)の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第1-39条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。(平成30年7月13日30建企第229号通知参照)

また、業務計画書に保険加入状況(保険加入状況一覧表)について記載し、保険加入を証明する書類(写し等)を提示すること。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第1-40条 地盤情報の取扱について

1 受注者は、ボーリングを実施する場合は、ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けなければならない。ただし、施工管理を目的として実施するボーリングは対象外とし、設計図書において成果として義務づけがないものについても対象外とする。

2 前項の検定申込に際しては、地盤情報の公開の可否について記入した上で、検定の申込を行うものとする。なお、原則全ての地盤情報を公開可として取扱うこととするが、公開の可否について、受注者は監督職員に確認すること。

3 受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告するものとする。

第1-41条 支障物件（地下埋設物等）調査

1. 受注者は、現地踏査を実施する場合、支障物件（電気、通信、ガス、水道施設等の埋設物）の有無について各埋設物管理者に確認を行い、地下埋設物確認書（様式一イ）、地下埋設物調査範囲平面図（様式一口）及び地下埋設物物件事前確認簿（様式一ハ）を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記するものとする。
2. 前項の調査において、さらに確認が必要と判断された場合は、監督職員と協議の上、探査や試掘の調査を実施するものとする。なお、試掘等を実施する場合は、第1-42条 地下埋設物件の事故防止に関する事項についてによるものとする。

第1-42条 地下埋設物件の事故防止について

受注者は、ボーリング調査及び試掘を伴う調査等を実施する場合は、下記によるものとする。

1. 地下埋設物に係る資料収集
 - （1）受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占用者」という。）からも最新の資料を収集するものとする。
 - （2）現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、マンホール等）があった場合、又は、地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や河川管理者のほか、予想される管理者（上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等）から最新の資料（本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む）を収集するものとする。
 - （3）上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式-1（地下埋設物件配置平面図）を作成するものとする。
 - （4）上記1、2の資料確認の履行については、工事着手前に地下埋設物確認書（様式-8）により監督職員に報告するものとする。
2. 調整会議等の実施（工事情報の共有）

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、必要に応じて、発注者、受注者、関係する占用者の三者による調整会議等を行うものとする。
3. 地下埋設物件の位置確認
 - （1）第1項により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲（必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から50cm以上の範囲）を占用者との現地立会いを必ず行った上で決定し、別紙様式-1（地下埋設物件配置平面図）に記入し、監督職員に提出するものとする。
 - （2）立会いの結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し（各点のマーキング、ピン等）を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うものとする。
 - （3）その結果は、別紙様式-2（地下埋設物件事前確認簿）に取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。
4. 試掘（調査ボーリングを除く）

第3項の結果を基に監督職員と協議の上、調査工事区域内の地下埋設物件（電線共同溝、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道、下水道、ガス等）の埋設位置、方向等について、さらに確認が必要と判断された場合は、探査や試掘の調査を実施するものとする。

 - （1）試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占用者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式-3（試掘方法計画書）に取りまとめ、監督職員に提出するものとする。
 - （2）試掘においては、必ず作業状況を監視する者（以下、「監視員」という。）を選任で配置して慎重に作業を行うものとする。
 - （3）試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
 - （4）試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施するものとする。

- (5) 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50 cm程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
- (6) 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。
- (7) 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
- (8) 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (9) 試掘が完了したら、別紙様式－4（試掘結果報告書）を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に提出しなければならない。

5. 監視員

試掘における監視は、原則として管理技術者が行うものとする。

6. 教育の実施

新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

7. 履行状況確認

各項毎の履行状況を別紙様式－7（履行状況チェックシート（案））により行い、第1項から第4項での段階毎に確認後、監督職員に提出しなければならない。

8. 各項に定めのない事項。疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 地形、地質踏査

第1節 概 要

第2-1条 目 的

調査地域の地質に関する既存資料の収集及び地形、地質踏査等を行い、地質の性状、構造等を把握する。これらの成果は、ダム、トンネル、頭首工、ポンプ場、道路、水路、地下水取水施設等（以下「諸構造物」という。）の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第2節 一般地形、地質踏査

第2-2条 調査方法

踏査は、調査目的にそった地形、地質露頭及び転石の観察、並びに測定を行い特記仕様書で示す縮尺の地形図にまとめる。

- 2 踏査に当たっては露頭、湧水、地形の変化等諸種の事象に留意し、特に重要と思われる露頭等では、スケッチ、カラー写真撮影等を行う。
- 3 調査地域に関係する既存の地形、地質資料（地質図及び説明書、調査史、空中写真、井戸、ボーリング資料等）をできるだけ多く収集する。

第2-3条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 地形図（地形分類とその説明）
- (3) ルートマップ（踏査を行ったルートの露頭記載図を作成する。記載は、地質、層理面、断層面等の走向傾斜、亀裂、節理の状況、風化の状況、岩級区分、湧水状況等について行う。）
- (4) 地質図（地質分類、各分類単位ごとに構造、工学性、科学性等について説明する。
なお、地質平面図、地質断面図に使用する地質略号、記号色彩等は、農林水産省編「土地改良事業計画設計基準（設計ダム）」（以下「設計基準（ダム）」という。）に準ずる。
- (5) 土工学及び水文地質学的所見（調査目的及び調査結果に対する所見、判断、設計施工上注意すべき地形地質条件等を土工学及び水文地質学的に説明する。）
- (6) 地層露頭等のカラー写真（被写体の性質、地点、調査経過が判別できるよう説明文を添える等明確なものとしなければならない。また、寸法の確認等の場合は、スケール等をあて調査終了後確認ができるものでなければならない。）
- (7) その他

第3節 地すべり地形、地質踏査

第2-4条 調査方法

既存資料、空中写真等を参考にして現在及び過去の地すべりの範囲、地すべり地域区分、地すべり移動方向を原則として1/2,000の地形図にプロットする。

- 2 過去の地すべりの記録、現在の状況、営農上の特徴や作業習慣などを地元民から聞きとる。
- 3 岩石の種類や各種の堆積物（段丘、扇状地、沖積層、崖錐等）の分布、地層層理面、節理面、片理面などの走向、傾斜、背斜軸、向斜軸、断層、基盤内の亀裂など地質的要素の位置、分布状態等を調査する。
- 4 構造物、田畑、道路、溜池、及び樹木の被害状況を調査する。
- 5 地表面の亀裂や崩落崖の状況、隆起地、陥没地の分布を調査する。

なお、亀裂はその発生形態（新・旧等）により区分し、それぞれ段差、開口巾、落差、傾斜角度及び比高差等を計測する。

- 6 地下水露頭の分布（温泉、湿地、井戸内の水位、湧水）を確認し湧水量、水温及び電気伝導度を測定する。
- 7 溪流の地すべり崩土、地すべり面の分布を確認し、溪流による浸食の有無及びその地すべりに対する影響について調査する。
- 8 溜池、水路等の漏水の有無とその地すべりに対する影響を調査する。

第2－5条 成果物

第2章第2節第2－3条に定める成果物及び第2章第3節第2－4条に基づく成果物とするが、地質図、地質断面図等については地すべりに関するすべての情報を表現し、地すべり機構図としてまとめる。

第3章 ボーリング調査

第3-1条 目的

ボーリングは、コアを採取して土質、地質の状態を調査しあるいは、地中に孔をあけ、その孔を利用して諸種の原位置試験並びに測定、計器埋設及び試料採取を行うものであり、これらの成果は、諸構造物の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第3-2条 土質・岩の分類

土質・岩の分類は、地盤材料の工学的分類法によるものとする。

第3-3条 調査方法

ボーリング機械は、特に定めのない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、及び深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。

- 2 ボーリングの位置、基準となる標高、深度、孔径及び数量については、特記仕様書による。
- 3 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立ち合いのうえ行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。
- 4 足場、やぐら等は、作業の完了まで機械を安定に保ち、かつ、試験器具を正しく所定の位置に挿入できるよう十分堅固な構造でなければならない。
- 5 掘進方向は、特に指示の無い限り鉛直方向とする。
- 6 基準となる高さ（深度0m）の標示杭等は孔口付近に明示しておくものとする。
- 7 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水掘とする。
- 8 孔口は、ケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。
- 9 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量（漏、湧水量）及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともに直ちに記録するものとする。
- 10 孔壁崩壊のおそれがある場合には、速やかに監督職員に連絡し、その指示を受けなければならない。
- 11 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除するものとする。
- 12 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- 13 コア採取を目的とするボーリングにあつては、次に掲げる事項によるものとする。
 - (1) コアを採取する際には、採取を始める深さまで送水により洗孔し、孔中のスライムを排出させた後採取するものとする。ただし、洗孔することで孔内を乱すおそれがあると判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 未固結土でコアボーリングを行うには、土質に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるよう努めなければならない。
 - (3) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (4) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残砂を完全に除去しなければならない。
 - (5) コアの採取率は100%を目標とする。
 - (6) コアに破損をきたすようなロッドの昇降又は給水圧の大幅な変動は、行ってはならない。ただし、事故を生ずる恐れのある場合はこの限りでない。
 - (7) 採取したコアは、コア箱（原則として内長1m程度で5m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。

なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。

- (8) コア写真は、カラーパネル等を添えて真上から適切な距離で撮影し、地質の状況が正確に把握できるものでなければならない。
- (9) コア箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。
- 14 ノンコアボーリングは、原則として1 mごと又は岩質の変わることによりスライムを採取し、深度を明記した試料ビン等に保存するものとする。
- 15 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。
- 16 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。
- (1) 地すべり調査等は掘削長まで硬質ポリ塩化ビニル管を挿入する。調査結果により10～20 cm千鳥に径5 mm以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じてビニール管のフィルターの機能をもつ材料をもって被覆する。
- (2) 排水量を測定する場合は、掘削直後から排水量が徐々に減り、一定量になるまで測定する。また、地すべり調査等については、毎朝作業前とロッドつぎだし時に湧水量を測定する。
- なお、測定期間、及び時期については、監督職員の指示によるものとする。
- 17 試料を採取するオールコアボーリング^{※1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング^{※2}を行うこととする。
- ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は設計図書による。
- ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に収め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。
- ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

第3-4条 オーガーボーリング

- オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行い、かつ、地下水位を確認するために行うことを目的とする。
- 2 掘削は、原則としてハンドオーガータイプのポストホールオーガー又はスクリーオーガーによるが機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとし、知り得た限りの地質状況を記録するものとする。
- 3 掘削に使用するオーガーは、土質に応じた種類のものを用いることとする。
- 4 掘進中地下水の逸出があったときは、その水位を記録する。ただし、粘性土の場合は、定常状態になるまでに時間がかかるので、水位の観測は、数回にわたって行わなければならない。
- 5 地下水位以下の試料を採取する場合は、細粒分が洗い流されるおそれがあるので観察には十分注意しなければならない。
- 6 掘進中、砂礫層等に遭遇し、掘進が困難になった場合は、監督職員の指示を受けなければならない。
- 7 崩壊性の砂層等孔壁が著しく崩壊し掘進が不可能となった場合は、速やかに応急の処置を講じて、監督職員の指示を受けなければならない。

第3-5条 調査日報

調査日報には、次の事項を記載するものとし、監督職員の要求があった時は直ちに提示可能な態勢にしておかなければならない。

- (1) 調査名、調査場所、孔番号、調査地点標高、深度、穿孔角度（傾斜、水平ボーリング）、地下水位、日付、調査責任者、主たる使用材料等。
- (2) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水量又は湧水量、排水色、ケーシングの有無、ケーシング口径、挿入深度、崩壊等の事故の位置と程度等）等。

第3-6条 検 尺

掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

第3-7条 コアの鑑定

コアの鑑定は、原則として肉眼観察又は触手等によるものとする。

なお、この場合、鑑定基準を明確にしておくものとする。

第3-8条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 第3-5条に記載する事項を含んだ地質柱状図
- (3) 地質学的考察に基づき地質柱状図から作成した地質断面図（断面図内には地下水位及び諸試験結果等を記入する。）
- (4) コアのカラー写真
- (5) 調査日報
- (6) コア又はスライム試料
- (7) その他

第3-9条 その他

指定した深度に達しなくても調査目的を達した場合又は指定した深度に達しても調査目的が果たせない場合は、監督職員と速やかに協議するものとする。

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節 概 要

第4-1条 目 的

ボーリング孔を利用した試験は、物理検層と力学的及び水文地質学的原位置試験に大別され、これらは、地層の物理性、地下水の挙動等を調査するものである。

なお、物理検層には、速度検層、電気検層、温度検層等がある。力学的試験には、変形・強度試験、変形・ひずみ試験、初期地圧測定試験等があり、水文地質学的試験には、現場透水試験、ルジオンテスト、間隙水圧測定、地下水検層等がある。

第2節 ルジオンテスト

第4-2条 目 的

この試験は主としてダム基盤岩盤の透水性等の性状の評価、止水性、岩盤改良としてのグラウチングの計画、施工及び結果の判定などに関する資料を得ることを目的とする。

第4-3条 準拠資料

この仕様書に記載なき事項については、特記仕様書等によるほか「ルジオンテスト技術指針、同解説」（(財)国土開発技術研究センター編）によるものとする。

第4-4条 試験方法

使用機器については、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。また、圧力計、及び流量計については事前に試験を実施し、精度の確認を行うものとする。

- 2 試験孔の掘削は清水掘りとし、できるだけ孔壁を乱さないようにするものとする。試験孔の孔径は、原則として66 mmとする。
- 3 試験は試験区間のボーリング完了後、速やかに実施するものとする。
- 4 試験区間長は5 mを標準とし、これによらない場合は特記仕様書等によることとする。また、局部的にポンプ容量が不足する場合は監督職員と協議の上、区間長を決定するものとする。
- 5 試験孔は、試験に先立ち十分洗浄するものとする。
- 6 パッカーは、試験区間の止水が完全に行えるよう地質状況に応じて、適切な位置に設置するものとする。
- 7 測定は下記のとおり行うものとする。
 - (1) 注入圧力の昇降は段階的に行い、昇圧は最大注入圧力を含め原則として5段階以上、降圧は4段階以上とする。

なお、最大注入圧力については、監督職員の指示によるものとする。
 - (2) 注入圧力は原則として口元圧力とし、注入圧力が一定になるように監視しながら試験するものとする。
 - (3) 注入量の測定は、各注入圧力段階で注入量が一定になったことを確認した後に行うものとする。注入量の測定時間は、原則として5分間とする。
 - (4) 注入量が特に多くグラウトポンプの吐出能力を超え試験ができない場合は、監督職員と協議するものとする。

第4-5条 解析及び資料整理

解析は次のとおり行うものとする。

- (1) 有効注入圧力は、口元圧力に対し、試験区間の中央から圧力計までの静水圧、地下水位及び管内抵抗による損失水頭の補正を行い算出するものとする。

なお、管内抵抗による損失の補正方法については監督職員の指示によるものとする。
- (2) 試験結果から各試験区間毎に注入圧力－注入量曲線を作成するものとする。
- (3) 前項の注入圧力－注入量曲線から限界圧力を算出するものとする。
- (4) 換算ルジオン値の算出については、監督職員の指示する方法により行うものとする。この場合、求めたルジオン値が換算ルジオン値であることを明示するものとする。

2 データ整理は次のとおり行うものとする。

- (1) 試験中は、ボーリングの記録とあわせてパッカーセットの位置、及び圧力測定的位置を記録しておくものとする。
- (2) 試験結果は注入圧力-注入量曲線等にまとめ、地質柱状図に記入する。さらに、必要に応じて孔別、ステージ別の一覧図を作成し、地質柱状図（略図）とあわせて見やすい形で表現するものとする。

第4-6条 成果物等

成果物は、次の内容を含むものとする。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 調査の目的及び概要 | (2) 調査地域の地形及び地質の概要 |
| (3) 調査の結果及び考察 | (4) 試験孔位置図 |
| (5) 地質柱状図（ルジオン値を併記する） | (6) 測定及び解析のデータ |
| (7) ルジオンマップ | (8) その他 |

2 試験記録等

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 試験記録 | (2) 自記圧力計、流量計記録用紙 |
|----------|-------------------|

第3節 現場透水試験（土層を対象とする場合）

第4-7条 目的

この試験は、基礎地盤の透水性に関する資料を得ることを目的とする。

第4-8条 一般

試験方法の選定及び試験結果の解析方法は、特記仕様書等によるものとする。

- 2 試験孔の口径、試験の対象とする土層及びその深さは、特記仕様書等によるものとする。
- 3 ボーリングを行う際にベントナイト等の懸濁液類を使用する場合は、孔内の清掃方法と併せて監督職員と協議するものとする。
- 4 試験部分の清掃は完全に行うものとする。
- 5 パッカーの使用に当たっては、設置する部分の土質状況に注意し漏水及びパイピングの発生は完全に防止するものとする。
- 6 加圧注水の場合の水頭は適切なものでなくてはならない。特に砂質地盤においては過大な水頭を与えてはならない。
- 7 試験に使用する水は清浄なものでなければならない。

第4-9条 試験方法

1 注水法

- (1) 注水法は、地下水面以上の土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、定水位法又は変水位法によって行うものとする。
- (3) 試験装置は、土層の状況に応じて流入水量が変えられる電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。
- (4) 定水位法による場合は、水位を観察しながら注入量を変化させ水位を一定に保つものとする。測定間隔は、開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間とし、注水量が定常化したときに、試験を終了するものとする。
- (5) 変定水位法による場合は、孔中に注入し、注水停止後の水位の低下量と低下に要した時間を測定する。測定値が一定になったとき試験を終了するものとする。この際、特にケーシングと地盤との間にすき間がないように注意しなければならない。

2 加圧注入法

- (1) 加圧注入法は、地下水面下の土層又は比較的透水性の低い土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、地表面以上に水位を保つ場合及び孔中のある位置に水位を保つ場合とがあり、いずれによるかは特記仕様書等によるものとする。
- (3) 試験装置は、試験中の水位の状態及び流入水量の多少によって電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。

- (4) パッカーを孔内に設置した後、試験に先立って完全止水を確認するため、漏水テストを行うものとする。
- (5) 地表面以上に水位を保つ方法による場合は、次の順序で行う。
 - ① 注水前、水位計で孔内水位を測定してこの水位をこの層のA地下水位とする。
 - ② 注水を開始し孔への流入量を測定する。測定間隔は、試験開始後3時間は 15 分、次の3時間は 30 分、以後は 1 時間毎に行うものとする。
 - ③ 流入量が定常化した時は注水を中止し、減水状況を測定し減水しなくなったときの水位をB地下水位とする。なお、一般にはA及びBは等しくなるが、相違する場合もあるので正確に記録しておくものとする。
- (6) 孔内のある位置に水位を保って試験を行う方法による場合は、前項(5)に準じた試験法とする。

3 簡易揚水試験

- (1) 地下水位、地下水量（湧水）、及び透水係数を測定し、排水に伴う地下水位や影響圏を測定する。
- (2) 揚水試験区間は3mとし、試験区間以外は遮水して実施し、試験は3mごとに行う。
- (3) 水位を一定に保って（試験区間の上部1m程度とする。）、40 分間揚水を継続する。終了後直ちに回復水位測定を行う。
- (4) 1 分ごとに揚水量（ $L/min/3.0m$ ）を測定し、それらの平均値を求める。
- (5) 回復水位測定は 30 分以上測定する。測定間隔は最初の2分は 30 秒おき、10 分までは 1 分おきとするが、10 分以上は水位の回復速度により適宜決定する。
- (6) 使用機器は地下水が多量で試験区間が9～12m区間以浅についてはポンプ使用、それ以深及び地下水が少量の場合はベラーを使用することとする。
- (7) 地下水がない場合、あるいは揚水開始直後から水位回復がない場合は、注入法により平均注入量から透水係数を求めることとする。
- (8) 孔内の水位上昇量と経過時間を片対数グラフにプロットし、ヤコブ等の方法により透水係数を算出する。

第4－10条 成果物

成果物は、次の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び内容
- (2) 試験結果（データなど）
- (3) 透水係数などの計算
- (4) 総合考察

第4節 電気検層

第4－11条 目的

この調査は、地層の見かけ比抵抗を測定し、それにより定性的に岩質、土質及び含水状態を検討するものである。

第4－12条 調査方法

調査方法は、特に指示がない限りノルマル法（2極法）とし、電極間隔及び測定間隔は監督職員の指示によるものとする。

- 2 測定に先立ち、孔壁の崩壊を引き起こさない範囲内で清水により孔内を洗浄するものとする。
- 3 泥水を使用している場合は、その固有比抵抗を測定する。

第4－13条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 比抵抗曲線図
- (3) その他

第5節 地下水検層

第4－14条 目的

地下水の電気抵抗、温度等を測定することにより、地下水の流動状況等を検討するものである。

第4-15条 調査方法

地下水検層は、裸孔又は地下水面観測施設を設置した孔内に電解物質（食塩等）を投入して孔内水の電気抵抗を一時的に変化させ、その後の地下水の希釈による電気抵抗の時間的変動を地下水検層器により測定するものである。

- 2 孔内の水位、水温等の測定を行う。
- 3 検層に当たりゾンを孔内に挿入し、計器の調整を行い孔内水のバックグラウンドの電気抵抗値を測定しておかなければならない。
- 4 孔内に投入した食塩等は、孔底付近まで挿入したビニールホース等を通じてコンプレッサー等により空気を圧入して孔内水が均一な溶液となるよう十分に攪拌しなければならない。この場合の食塩等の投入量は、孔内水の電気抵抗値の低下がバックグラウンドの電気抵抗値の10分の1程度となるようにしなければならない。
- 5 孔内水の電気抵抗値の測定は、原則として0.25m間隔に一定時間（攪拌直後、5分、10分、20分、30分、60分、120分、180分）ごとに行うものとする。また、180分経過後にも電気抵抗値の変化が明瞭でない場合は、更に240分後に再測定するものとする。
- 6 電気検層を行う場合は、孔内の自然状態における電気抵抗値を原則として第4-12条により測定しなければならない。

第4-16条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 測定記録（電気抵抗値、水温等） | (2) 検層図 |
| (3) 流動層の考察判定 | (4) その他 |

第6節 孔内載荷試験

第4-17条 目的

この試験は、孔壁を水平方向に加圧し、地層の変位量によりその力学的性質を調査するものである。

第4-18条 調査方法

各孔は、測定に先立ち洗浄を行う。ただし、洗浄することで孔内を乱すおそれがある場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2 装置は、調査目的及び地層に応じたものを使用するものとする。
- 3 試験方法等は、「地盤調査法」等によるものとする。

第4-19条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 測定記録 | (2) 圧力-変位曲線 |
| (3) K値及び変形係数E値 | (4) その他 |

第7節 地中歪計の設置観測

第4-20条 目的

地すべり運動に伴うボーリング孔の孔曲がり測定し、地すべり面深度及び地すべり運動の状況を調査するものである。

第4-21条 調査方法

ゲージの設置は、特記仕様書によるものとし、その装着にあたっては漏電、湿気等のないよう十分注意し、かつ、計数値を順逆とも、 $8,000 \times 10^{-6}$ ～ $12,000 \times 10^{-6}$ の間に調整されたものを使用することとする。

なお、ゲージは工場で装着されたものを用い、現地において装着してはならない。

- 2 リード線は4心平行リボン線を使用し、硬質塩化ビニールパイプの外側に配線して、ビニールテープで固定するものとする。

3 中継塩化ビニールパイプの規格は、特記仕様書によるものとし、径5mm以上の穴を 10～20 cm間隔千鳥状にパイプ4方に穿ったものとする。また、パイプは、地表面上に 50 cm以上出し、パイプ挿入後、孔壁とパイプの間の隙間は砂で充填するものとする。

4 歪計は、埋設前と埋設後にそれぞれ順逆で測定し、その計数値を記録する。

なお、埋設前の測定で計数値が $8,000 \times 10^{-6}$ ～ $12,000 \times 10^{-6}$ の範囲を超えたり、測定器の指針が一定値を示さない場合は、直ちに歪計を交換するものとする。

(1) 削孔後、歪計用パイプは直ちに挿入する。

(2) パイプとパイプの接続はソケットを用い、ネジ止めボルトは使用せず接着剤を用いる。

(3) パイプに貼りつけてあるストレンゲージが同一面に、上部から下部まで直線となるように接続しなければならない。

(4) ボーリング孔内で、2ゲージ法はストレンゲージの応力面が地すべり運動に垂直に受けるよう設置する。

(5) 挿入のときは、測定パイプに電線をビニールテープで巻きつけて深層部に設置するパイプから順次接続しながら挿入してゆく。

(6) 静ヒズミ指示計は使用前にその電圧を確認する。

第4-22条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

(1) 測定結果表

(2) 構造断面図

(3) 調査経過等のカラー写真

(内容は第2章第2節第2-3条第1項第6号に準ずる。)

第8節 孔内傾斜計

第4-23条 目的

地すべり運動に伴うボーリング孔の孔曲がり測定し、地すべり面深度及び地すべり運動の状況を調査するものである。

第4-24条 調査方法

不動層地質を3m以上確保し、通常 86 mm以上の孔径でボーリングする。

2 孔内に溝付きのケーシングパイプを挿入し、パイプと孔壁の間をグラウトで十分充填する。

3 グラウトが十分硬化した後初期値を取る。

4 測定はケーシングパイプに沿って、傾斜計を内蔵したプローブを降下し、通常 50 cmごとに昇降させながら、地表の指示針によりパイプの傾き量を読み取る。

5 測定は地すべり測線に平行する方向とそれに直交する方向について測定し、すべりの平面的変位方向及び変位量を求める。

6 地すべりの進行状況は、測定値と初期値の差を求め、それを継続的に並べて検討する。

第4-25条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

(1) 測定結果表

(2) 構造断面図

(3) 調査経過等のカラー写真

(内容は第2章第2節第2-3条第1項第6号に準ずる。)

第5章 サウンディング

第1節 概 要

第5-1条 目 的

サウンディングは、ロッドに付けた抵抗体を地中に挿入し、貫入、回転、引き抜き等の抵抗から地層の性状を調査するものである。

第2節 標準貫入試験

第5-2条 目 的

この試験は、原位置における地盤の硬軟、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

第5-3条 試験方法

試験方法及び器具は、JISA1219によるものとする。

- 2 試験の開始深度は、特記仕様書等によるものとする。また、その後の試験深度は、原則として深度1 mごとに行うものとする。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
- 3 打込完了後ロッドは、1回転以上回転させてからサンプラーを静かに引き上げなければならない。
- 4 サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第5-4条 成果物

試験結果及び保存用資料は、JISA1219に従って整理し提供するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第5-5条 目 的

この試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。

第5-6条 試験方法

試験方法及び器具は、JISA1220によるものとする。

- 2 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。

第5-7条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JISA1220 に準拠して整理する。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第5-8条 目 的

この試験は、人力により浅い軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、又は締まり具合を判定するために行うものである。

第5-9条 試験方法

試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによるものとする。

- 2 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ 10 cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、1 cm/sec を標準とする。

- 3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となったときは、位置を変えて再度試験を行うものとする。
- 4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

第5-10条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 深度と静的貫入抵抗 q_c の関係記録

第5節 スウェーデン式サウンディング試験

第5-11条 目的

この試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。

第5-12条 試験方法

試験方法及び器具は、JISA1221によるものとする。

- 2 試験中、スクリュースポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質の推定が可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
- 3 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し、かつ、記録しなければならない。

第5-13条 成果物

成果物は、次のとおりとし、調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221に準拠して作成するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 土質又は地質断面図（着色を含む）、その他各種図面類

第6節 簡易動的コーン貫入試験

第5-14条 目的

この試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

第5-15条 試験方法

試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験）によるものとする。

- 2 貫入方法は銅製ハンマーを自由落下させる方法とする。
- 3 コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
- 4 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。

第5-16条 成果物

成果物は次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433に準拠して整理する。

第6章 サンプリング

第1節 概 要

第6-1条 目 的

サンプリングは、観察と保管を目的とする標本用試料及び土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

第2節 標本用試料

第6-2条 試料作製

標本用試料の採取位置及び数量は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

- 2 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調 査 名	
地点番号	NO. 号 番
採取深度	m～ m
土 質 名	
打撃回数	
採取月日	平成 年 月 日
採取者名	

第3節 土質試験用試料（乱した試料）

第6-3条 試料採取

試料は、原則として地盤を構成する地層が変化することにより採取するものとする。

ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

- 2 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして試料箱又はビニール袋に密封しておかなければならない。

なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。

第4節 土質試験用試料（乱さない試料）

第6-4条 目 的

乱さない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を変えることなく採取することを目的とする。

第6-5条 試料採取

採取位置は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

- 2 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。
- 3 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる採取方法は地盤工学会基準 JGS1221「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。
- 4 デニソン型サンプラーによる採取は、土の硬軟にあわせて調整されたものを使用する。その他の採取方法については、固定ピストン式に準拠する。

第7章 解析等調査業務

第7-1条 目的

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等を除くものとする。

第7-2条 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 既存資料の収集・現地調査

- ① 関係文献等の収集と検討。
- ② 調査地周辺の現地調査。

(2) 資料整理とりまとめ

- ① 各種計測結果の評価及び考察。
- ② 異常データのチェック。
- ③ 試料の観察。
- ④ ボーリング柱状図の作成。

(3) 断面図等の作成

- ① 地層及び土性の判定。
- ② 土質又は地質断面図の作成。なお、断面図は着色するものとする。

(4) 総合解析とりまとめ

- ① 調査地周辺の地形・地質の検討。
- ② 地質調査結果に基づく土質定数の設定。
- ③ 地盤の工学的性質の検討の支持地盤の設定。
- ④ 地盤の透水性の検討。（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
- ⑤ 調査結果に基づく基礎形式の検討。（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
- ⑥ 設計・施工上の留意点の検討。（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）

第7-3条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、土質又は地質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 概 要

第8－1条 目 的

物理探査（地表探査法）は、地震波、音波、重力、電気、磁気、放射能、温度等を媒介として地下の地質構造、地層の物理性等を調査、検討するものである。

第2節 弾性波探査

第8－2条 調査方法

探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、測線位置、延長及び探査深度は、特記仕様書等による。

- 2 探査に先立ち測線全線を踏査する等地質構造の概略を察知しておかなければならない。
- 3 探査方法は原則として屈折法とし、受振点間隔は5mを標準とする。
- 4 爆発点の間隔は、仕様書等によるが1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けるようにしなければならない。また、崖の上、大きな岩石の近傍、極端な地形の変化点等は避けなければならない。
- 5 弾性波探査装置は、原則として24成分のものを使用するものとする。
- 6 測線の両端、爆発点及び測点には、木杭等により位置を明示し、かつ、亡失しないように努めなければならない。
- 7 観測の前に計器の調整、ピックアップの固定、及び爆発符号の確認を行うものとする。
- 8 1つの展開が終わり次の展開に移る時には、測点を1点以上重複させるものとする。
- 9 観測は、必ず往復観測とするものとする。
- 10 火薬、雷管等の取扱いに当たっては、特に関係諸法規を遵守して安全に万全を期さなければならない。
- 11 爆発効果、ノイズの大小を考慮した火薬量を使用するものとする。
- 12 爆発孔は、調査終了後完全に埋戻しておくものとする。
- 13 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は、再測定を行うものとする。
- 14 作業期間中は常に測定記録を点検し、不良の場合は速やかに再測定を行わなければならない。

第8－3条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録（記録用紙には地区名、日時、番号、爆発点、受振器の設置区間、ダイナマイト量、天候等を記入する。）
- (2) 測線位置図、測線別速度断面図、走時曲線図
- (3) 計算書及び解析報告書

なお、報告書には次の事項も整理しておくものとする。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 記録（オシログラフ） | ② 記録の読み取り |
| ③ 読取値の補正 | ④ 計算法及び計算経過 |
| ⑤ 作業経過のカラー写真等 | ⑥ その他 |

第3節 電気探査

第8－4条 調査方法

探査に先立ち測線全線を踏査し、露頭により、地質層序、固有比抵抗値等の概略を察知しておかなければならない。

- 2 電気探査装置は、必要に応じた性能を持つものを用いることとし、測線、電極の配列は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 測線の位置、数、及び測点間隔は、調査の目的、探査対象の種類、大きさ、深度、地形、地質等を十分に検討した上で決定するものとする。
 - (2) 電極配置は、特に定めがない限りウエナー法（4極法）又はシュランベルジャー法（4極法）によるが、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
 - (3) 測線方向は、地形的に凹凸のある所や局部的に異物を埋設する箇所は避けなければならない。
 - (4) 測点を中心として地形、地質ともなるべく対称が保てる位置とする。
 - (5) 測点は、杭等により位置を明確にしておくものとする。
- 3 記録に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) その日の天候の他、前日の降雨の有無についても記入する。
 - (2) 測線方向を測定し記入する。
 - (3) 地形に異常のある場合、又は障害により測線を曲げた場合は、その状況を記入する。
 - (4) 同一地点を2回測定した場合は、2回分とも記入し、両対数方眼紙にプロットの上、スムーズカーブに近い値を取る。
- 4 電極の接地に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 礫が多い所や、地表の固い所は接地面積を大きくするため電極を2本又は太いものにするか、土盛りして注水する。
 - (2) 測線下に障害があり接地困難の時は、測線と直角方向に電極を若干移動しながら接地の良い場所を探して電極を設置するものとする。
 - (3) 地形の傾斜方向に測線をはる場合、各電極は、傾斜面に対して直角に設置する。
 - (4) 水田や小川（ただし、水深 50 cm 以内）に電極を設置する場合は、電極棒を横だおしにしておくだけでもよいが、その方向は測線に直角とする。
 - (5) 非分極電極を用いる場合は、接地に十分注意する。
 - (6) 測定用のコードは、十分に強度があり絶縁したものを用いる。
- 5 測定中は、次の事項に注意しなければならない。
- (1) 測定中の天候変化による地表の電気的特性の急変等、測定条件の変化を避けるため、測定はできるだけ短時間に行う。
 - (2) 測定値は、直ちに記録するとともに係数を乗じて ρ を算出し方眼紙上にプロットする。そして ρ の値に不連続な点があれば再測定を行いスムーズカーブに近い値を採用する。
 - (3) ダイアルのタップを切り替える場合は、3点、2通りのタップで測定する。

第8-5条 解析方法

解析方法は、特に定めがない限り次によるものとする。

- (1) 比抵抗値の解析は、標準曲線法、地層境界の解析は、標準曲線法と直視法等を併用して行うものとする。
- (2) 付近に露頭がある場合は、その地質の固有比抵抗値を測定し、また、ボーリング資料がある場合は、その柱状図を参考にして解析を行うものとする。

第8-6条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定位置図、 $\rho \sim a$ 曲線（柱状図、層比抵抗値を併記する。）、比抵抗断面図
- (2) 解析結果は、一覧表にまとめ地層との対比等について考察を行うものとする。
- (3) 作業経過のカラー写真等
- (4) その他

第9章 試掘坑

第9-1条 目的

試掘は、試掘地点の地質の状況等を直接観察、調査するとともに試料採取及び原位置試験を行うためのものである。

第9-2条 調査方法

試掘坑の断面及び延長は、特記仕様書等によるものとする。

2 掘削に当たり坑内の崩壊のおそれのあるところは、支保工等により作業の安全を期すものとする。

3 原則として、1/100の縮尺により地質展開図を作成するものとする。

第9-3条 試験等

この試掘坑を利用して行う試験等については、特記仕様書等によるものとする。

第9-4条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 地質展開図
- (2) 地質の状況（種類、走向、傾斜、岩級区分、掘削の難易、地下水位、礫混入状況、風化の程度、岩盤亀裂状況、湧水量等）
- (3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、擦痕の有無、地すべり面の方向等
- (4) 試験及び写真撮影位置を図示した図面
- (5) 作業経過及び坑内のカラー写真等
- (6) その他

第10章 試掘井、揚水試験

第1節 試掘井

第10-1条 目的

試掘井は、各種探査で推定された水文地質環境を実証し、可採水量を算出するために行う。

第10-2条 調査方法

試掘井（揚水井、観測井）の位置、深度、孔径及び数量は、特記仕様書等によるものとする。

- 2 使用する機械は、コア、スライムをできるだけ多く採取することができるものを用いるものとする。
- 3 掘削に当たって、孔口はケーシングし、やむを得ない場合に限り、泥水を使用するものとする。セメンティションを行う場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 掘削中は、地層の変化に十分留意しなければならない。また、粘土と礫が混在しているような場合は、礫ばかりでなく、礫間を充填している粘土の採取にも努めるものとする。
- 5 毎日、掘削開始前と作業終了時に孔内水位を測定するものとする。
- 6 事故等で作業の継続が不可能になった場合は、速やかに監督職員に連絡し、その処理について指示を受けなければならない。
- 7 掘削中は、地質の種類、深度、層厚、色調、硬さ、孔内水位の変動、使用ビットの種類、その他地層の判定に役立つ事項を必要に応じて記録するものとする。
- 8 掘削完了後、次の検層を行うものとする。
 - (1) 電気抵抗値測定（電極間隔は0.5m、1.0mのそれぞれについて深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
 - (2) 自然電位測定（深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
 - (3) 水温測定（深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
- 9 検層完了後、その結果を監督職員に報告し、スクリーンの設置深度、及び数量について指示を受けるものとする。
- 10 ケーシングパイプ及びスクリーン加工パイプの挿入は、仕様書等によるものとする。

第2節 揚水試験

第10-3条 調査方法

ケーシング完了後、監督職員の承諾した揚水ポンプを設置し、清水になるまで十分に洗浄を行わなければならない。

- 2 揚水量は、主に三角堰により測定する。また、三角堰から越流した水が井戸に逆流しないように排水施設を整えるものとする。
- 3 洗浄完了後12時間以上経過したのち予備揚水試験を行う。予備揚水時間は、浅井戸においては、7時間以上揚水ののち2時間の回復水位を測定し、12時間以上経過ののち本揚水試験を行う。また、深井戸における予備揚水時間は、7時間以上とし2時間の回復水位を測定し、24時間以上経過ののち本試験を行うものとする。
- 4 本試験は、次により行うものとする。
 - (1) 浅井戸における揚水試験は、連続揚水試験法（以下「連続」という。）で行い、揚水時間は12時間以上とし、のち12時間の回復水位を測定する。また、深井戸における揚水試験は、段階揚水試験法（以下「段階」という。）及び連続で行うものとし、その揚水時間は段階については、往に6時間以上、復に6時間以上とし、2時間の回復水位を測定する。こののち24時間以上経過ののち連続を行う。連続の揚水時間は、12時間以上とし、のち12時間の回復水位を測定する。
 - (2) 段階は、揚水量を段階的に変化させて、これに対応する地下水位の安定状態を測定する。
 - (3) 連続は、揚水量を一定にして地下水位を変化させ、揚水停止後の地下水位の回復状態を測定する。

- (4) 段階は、少なくとも揚水量を5段階以上変化させて行う。
なお、各段階ごとの揚水時間は2時間以上とする。
 - (5) 段階での揚水量、水位の測定は、原則として、少量の揚水から始め漸次水量を増加させ、回復水位は、正確にこの逆をとる。得られた水位変化曲線は、縦軸に水位を横軸に経過時間をとる。
 - (6) 段階完了後、水位の回復をまって12時間一定量を連続揚水し、水位、水量を測定する。
 - (7) 連続の揚水量は、段階の結果から監督職員が指示する。
- 5 揚水水位及び三角堰越流深は、原則としてmm単位まで測定するものとする。
- 6 観測時間の間隔は、段階、連続とも特に定めがない限り次のとおりとする。

観測の種類\経過時間		最初の5分	1 時 間	つ づ く 2 時 間	以 降
揚 水 量		5分おき		20分おき	1時間おき
水 位	揚水井	30秒おき	5分おき	20分おき	1時間おき
	観測井	—	5分おき	20分おき	1時間おき

- 7 回復水位の測定は、上表の経過時間を揚水停止後のものとして実施する。
- 8 揚水試験の結果から、次の各式によって水理定数を算定する。
- (1) タイスの非平衡式
 - (2) ヤコブの式
 - (3) 回復式
 - (4) ティームの平衡式
 - (5) その他監督職員の指示する式
- 9 算出すべき水理定数は次のとおりとする。
- (1) 透水係数 k (cm/S又はm/d)
 - (2) 透水量係数 T (cm²/S又はm²/d)
 - (3) 貯留係数 S
 - (4) その他

第10-4条 水質試験

約2L水を採取し、有資格の研究所又は機関において水質試験を行うものとする。
なお、水質試験項目は特記仕様書等によるものとする。

第3節 成 果 物

第10-5条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 地質柱状図
- (2) 検層測定表（比抵抗値、自然電位、水温等）、検層図
- (3) 揚水試験記録表、水位変動図、水理定数計算書
- (4) 水質試験成績書
- (5) 標本用試料
- (6) 試験経過及び試料のカラー写真等
- (7) その他

第 11 章 土質試験

第 11－1 条 試験法

採取された試料の土質試験は、特に定めがない限り次によるものとし、併せて「土質試験法」等を参考にするものとする。

(1)	乱した土の試料調製	J I S	A	1201
(2)	土粒子の密度試験	J I S	A	1202
(3)	土の含水比試験	J I S	A	1203
(4)	土の粒度試験	J I S	A	1204
(5)	土の液性限界・塑性限界試験	J I S	A	1205
(6)	土の収縮定数試験	J I S	A	1209
(7)	土の締固め試験	J I S	A	1210
(8)	CBR 試験	J I S	A	1211
(9)	土の pH 試験	J G S	T	211
(10)	有機物含有量試験	J G S	T	231
(11)	土の密度試験	J I S	A	1214
(12)	土の一軸圧縮試験	J I S	A	1216
(13)	土の圧密試験	J I S	A	1217
(14)	土の透水試験	J I S	A	1218
(15)	土の一面せん断試験	「土質試験法」		
(16)	土の三軸圧縮試験	J G S	T	521～524

第 11－2 条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 土質試験結果一覧表 (2) 試験経過のカラー写真等 (3) その他

第12章 岩石試験

第12-1条 試験法

採取された試料の岩石試験は、特に定めがない限り次によるものとし、併せて「岩の調査と試験」等を参考にするものとする。

- | | | | | |
|-----|------------------|-------|---|------|
| (1) | 粗骨材の比重及び吸収率試験 | J I S | A | 1110 |
| (2) | 岩石の圧縮強さ試験 | J I S | M | 0302 |
| (3) | 岩石の引張強さ試験 | J I S | M | 0303 |
| (4) | 岩石の強さ試験用試験片の作製方法 | J I S | M | 0301 |
| (5) | 骨材の安定性試験 | J I S | A | 1122 |
| (6) | 粗骨材のすりへり試験 | J I S | A | 1121 |

第12-2条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|-----|-----|
| (1) | 岩石試験結果一覧表 | (2) | 試験経過のカラー写真等 | (3) | その他 |
|-----|-----------|-----|-------------|-----|-----|